

# 新富町立富田中学校 いじめ防止基本方針

新富町立富田中学校

## 1 富田中学校「いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本方針は、富田中学校の生徒がいじめ根絶への思いを共有し、充実した学校生活を送ることを目的に策定した。

## 2 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止に努める。そこで、本校においては、教育活動全体を通して「いじめは決して許されない」ことを生徒に理解させるとともに、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを行い、生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを目指す。

## 4 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。設置にあたっては、すでに校内にある組織を十分に生かしながら、下記の構成員や活動を踏まえた組織を構成したり、必要に応じて校内の他の組織と十分な連携を図ったりする体制を整備する。「いじめ不登校対策委員会」は、月1回の定例会とするほか、いじめ事案発生時やいじめ発生が疑われる時は緊急に開催することとする。

### （1）構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事、学年主任、養護教諭

### （2）活動

- 学校いじめ防止基本方針の作成及び見直し
- 校内研修会の企画及び立案
- 特別支援教育との連携
- 調査結果、報告等の情報の整理及び分析
- いじめが疑われる案件の事実確認及び対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針の決定

## 5 いじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

ア いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図る活動に取り組む。

○ いじめは決して許されない行為であることの周知

○ 学校のいじめ防止基本方針の概要についての周知

イ 未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。

○ 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開

ウ 生徒に対するアンケート・聞き取り調査等、日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、日頃から様々な悩み事を相談できる体制を整備する。

○ 学期1回の教育相談週間の設定

○ 月1回のいじめに関するアンケートの実施と対応

エ 家庭及び地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるために、保護者や地域との連携を推進する。

○ 学校基本方針の説明及び周知

○ 学校公開（オープンスクール）や参観授業の実施

### (2) 早期発見の措置

ア ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知するよう努める。

イ 日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員間の情報共有に努める。

○ 職員会議での情報共有

○ 進級時の情報の引き継ぎ

○ 過去のいじめ事例の蓄積

ウ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○ 教育相談週間の設定

○ いじめに関するアンケート調査の実施

○ いじめ相談窓口の周知

エ 生徒からの相談や聞き取りについては、生徒が希望する教職員や臨床心理士等が対応できる体制の構築に努める。

○ スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施

### (3) いじめに対する措置

#### ア 発見・通報

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し生徒を守る。
- いじめ不登校対策委員会を構成する職員及び管理職へ速やかに通報する。

#### イ 情報の共有化

- 各職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- 報告を受けた生徒指導主事は、いじめを認知した場合、あるいはいじめの発生が疑われる状況を確認した場合は、いじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

#### ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ対策委員会を開催し、調査の方針について決定する。
- 生徒及び教職員の聞き取りにあたっては、いじめ不登校対策委員会の関係職員のほか、生徒が話しやすいような担当職員を選任する。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を実施する。
- 各教職員はいじめに係る情報を適切に記録し、報告書を作成する。

#### エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援等が必要な場合には、町教育委員会、警察署、児童相談所等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者と適時、適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時、いじめ不登校対策委員会で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努める。

#### オ いじめの解消

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- 被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

#### カ 関係機関への報告

- 校長は、いじめの事実を確認した場合及び重大事態が発生した場合は、町教育委員会への報告を速やかに行う。
- いじめられた生徒が安心して登校したり、学習やその他の活動に取り組んだりすることができるよう、いじめた生徒の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて町教育委員会と連携して対応する。

- 生命の危険や身体、財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

#### (4) ネット上のいじめへの対応

##### ア ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
- 学級活動、集会等において、情報モラル教育の充実を図る。

##### イ ネットいじめへの対応

- 日頃からネットいじめに加担しない指導を行うとともに、当事者となったり、第三者として情報に気付いたりした場合は、警察に相談するよう周知する。
- 日頃から生徒が教職員へ情報提供しやすい信頼関係の醸成に努める。

### 6 重大事態への対処

#### (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとする。

##### ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

##### イ 生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する

#### (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

#### (3) その他、重大事態が発生した場合は、町教育委員会の指示のもと、適切に対応する。